

鹿交規第456号  
平成13年12月18日

各所属長 殿

本 部 長

担当	企画許可係	Ⅷ	
----	-------	---	--

道路交通法第80条に規定する「道路の管理者の特例」に対する運用について（通達）

みだしのことについては、下記のとおりとするので事務処理に誤りのないようにされたい。

なお、この通達は、平成13年12月20日から施行し、「道路交通法第80条協議の対処方針について（通達）」（平成9年4月16日付け鹿規第445号）及び「道路交通法第80条協議に対する運用について（通達）」（平成10年10月13日付け鹿規第604号）は、平成13年12月19日限り廃止する。

記

1 道路交通法（以下「法」という。）第80条第1項の解釈

法第80条第1項の規定により、道路管理者が所轄警察署長に協議すれば足りる工事又は作業（以下「工事等」という。）は、道路管理者が行う道路の維持、修繕その他の管理に限る。

なお、道路管理者の監督員が常時（定期的な巡回を含む。）現場に配置されている請負工事についても同様とする。

- (1) 「道路の維持」とは、反復して行われる道路の機能を保持するための行為であり、散水、除草、除雪、コンクリート舗装の目地の手入れ、砂利の補充等である。
- (2) 「道路の修繕」とは、損壊した道路の構造を保持し、又は回復する行為のうち災害復旧以外のものをいう。
- (3) 「その他の管理」とは、災害復旧、道路改良、道路の付属物の設置工事等を行うことをいう。

ア 災害復旧とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法

律第97号)第2条第2項に規定する災害復旧工事で、災害にかかった施設を原形に復旧することをいう。

イ 道路の附属物とは、道路の保全、安全かつ円滑な道路交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。

(7) 法律で定める附属物(道路法(昭和27年法律第180号)第2条第2項)

(イ) 政令で定める附属物(道路法施行令(昭和27年政令第479号)第34条の3)

## 2 協議に対する回答

法第80条第1項の規定により道路管理者から道路工事(作業)協議書(別記第1号様式)が提出された場合は、警察署長は道路工事(作業)協議書(回答)(別記第2号様式)を作成し、当該道路管理者に回答しなければならない。

また、道路を常時良好な状態に保持するため日常の管理行為として行う維持作業で、道路の通行を禁止し、又は制限をする必要があると認められるものについて道路工事(作業)協議書(別記第3号様式)が提出された場合も同様とする。

## 3 道路使用許可による対応

法第80条第1項に定める工事等に該当しないものについては、法第77条に規定する道路使用許可で対応するものとする。

別記

第1号様式

第 号  
年 月 日

警察署長 殿

道路管理者 印

道路工事（作業）協議書

道路交通法第80条の規定により道路において工事（作業）を行うことについて下記により協議する。

記

- 1 工事の施行機関名及び連絡先
- 2 道路の種類及び路線名
- 3 工事（作業）の場所及び延長
- 4 工事の期間
- 5 工事施行方法の概要
- 6 通行禁止又は制限、迂回路等の処置
- 7 その他の事項
- 8 添付図面

位置図（1／50,000）

第2号様式

第 号  
年 月 日

殿

警察署長 ㊟

道路工事（作業）協議書（回答）

年 月 日付け第 号で申出のあった道路工事（作業）の  
協議については、下記のとおり回答する。

記

第3号様式

第 号  
年 月 日

警察署長 殿

道路管理者 印

道路工事（作業）協議書

道路交通法第80条の規定により道路において日常の管理行為として行う維持作業について下記により協議する。

記

- 1 工事の施行機関名及び連絡先
- 2 道路の種類及び路線名
- 3 工事（作業）の場所
- 4 工事の時期
- 5 添付図面

位置図（1／50,000）

